

目 次

・ 総務部	総務課	2
・ 市民環境部	市民交流課	6
・ 総務部	人事課	10
・ //	税務課	13
・ 市民環境部	生活環境課	14
・ 福祉保健部	社会福祉課	20
・ //	高齢介護課	26
・ //	こども課	32
・ //	保健推進課	36
・ 産業活力部	産業支援課	39
・ //	観光交流課	44
・ //	農業振興課	50
・ //	農林水産課	57
・ 建設部	建設課	63
・ 消防本部	安全管理課	67
・ 教育委員会	学校教育課	68
・ //	生涯学習課	74
・ //	文化図書課	79
・ //	人権啓発課	85

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>エ 証拠書類の確認が必要なもの</p> <p>補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出何書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えられる。</p> <p>しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか</p>	<p>No.4【四国中央警察署交番・駐在所連絡協議会補助金】</p> <p>標記協議会につきましては、ご指摘のとおり現在まで要綱を定めず補助金を支出しておりました。当該補助金は、平成 17・18 年度で実施されました補助金審議会にて「活動内容が類似している市防犯協会での対応を検討し、3 年間で廃止」との結論が出されました。</p> <p>よって、本年度をもって補助金支出が終了する為、新たな要綱の制定は行わないことといたします。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.4【四国中央警察署交番・駐在所連絡協議会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、補助金の精算時に実績報告書と共に、領収書等の添付を義務付け、補助金に関する検査を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、

No.4 【四国中央警察署交番・駐在所連絡協議会補助金】

平成21年度の本会計の精算を行った結果、剰余金がゼロでありましたので、ゼロ精算の手続きを行いました。

【措置済】

<p>年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。</p> <p>ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。</p> <p>よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。</p> <p>また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。</p> <p>補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書</p>	<p>No.4【四国中央警察署交番・駐在所連絡協議会補助金】</p> <p>補助金支出に関しては、予算の範囲で執行されていれば問題ないという認識のもと、交付団体任せの点が見受けられた。</p> <p>今後は、十分な確認や審査を実施し、公金支出の使命に則した補助事業を実施してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項（2）イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）</p> <p>補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。</p> <p>しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考え、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外</p>	<p>No.8 【川之江国際交流協会補助金】</p> <p>No.9 【四国中央市国際交流協会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市国際交流事業補助金交付要綱を定めているものの要綱中に補助金交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項は定めておりませんでしたので、平成23年4月1日付で要綱を改正すべく措置いたしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.8 【川之江国際交流協会補助金】</p> <p>No.9 【四国中央市国際交流協会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、収支決算書には総括的な記載はされているものの経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的内容の記載がなされていないため、平成22年度の実績報告書より改善いたします。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えられる。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交

No.8 【川之江国際交流協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、これまで証拠書類の確認を原本で行ってまいりましたが、平成21年度実績報告書よりコピーでの提出を受け確認いたしました。

【措置済】

No.8 【川之江国際交流協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、平成22年度中に他の収入の優先的充当及び次年度事業への充当についての精査を行っております。

【実施中】

No.9 【四国中央市国際交流協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、平成22年度中に他の収入の優先的充当及び次年度事業への充当についての精査の検討をいたしましたが、平成22年度補助金が補助対象経費に全額執行されています。また、平成23年度より補助金請求の予定はありません。

【実施中】

付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

No.8【川之江国際交流協会補助金】

No.9【四国中央市国際交流協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、二つの団体の設立背景や経緯の違いから、統合については困難ではありますが、今後市民参加による国際交流ビジョンの策定により検討してまいります。

【検討中】

<p>よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。</p>	
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）</p> <p>補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。</p> <p>しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金用途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な用途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び用途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外</p>	<p>No.11 【職員福利厚生補助金】</p> <p>平成23年度より当該補助をしないこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.11 【職員福利厚生補助金】</p> <p>経費、費目別の支出内訳や具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求め、補助金用途の所在を明確にするよう努めております。</p> <p>なお、平成23年度より当該補助をしないこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えられる。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。

よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

No.11【職員福利厚生補助金】

領収書等の写しを収支決算書と併せて提出させて、適正に確認しております。

なお、平成23年度より当該補助をしないこととしております。

【措置済】

No.11【職員福利厚生補助金】

補助金に対する繰越金額の縮減に努めております。

なお、平成23年度より当該補助をしないこととしております。

【措置済】

<p>(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について</p> <p>ア 同一経費の統一的な整理が必要なもの</p> <p>複数の交付対象団体に対する同事業の補助金の中には、各交付対象団体の地域性及び個性的な事業内容であることから、補助対象経費の統一性に欠け公平性の観点から疑義があるものが見受けられた。</p> <p>よって、要綱を整備するとともに、公平公正で統一的な基準の指導及び徹底を図られたい。</p>	<p>No.11【職員福利厚生補助金】</p> <p>平成23年度より当該補助をしないこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
--	---

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの 交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの 補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.12【納税貯蓄組合補助金】 ご指摘の事項につきましては、「四国中央市納税貯蓄組合補助金交付要綱」に定めた交付基準を厳格に適用する中で組合数、金額、共に減少傾向にあります。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p> <p>No.12【納税貯蓄組合補助金】 ご指摘の事項につきましては、平成21年度より、実績報告書の添付とともに、申請書及び請求書に日付、金額等の記入漏れがないよう、努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（平成22年3月25日現在） 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内</p>	<p>No.13【交通安全協会川之江地区連合会補助金】</p> <p>No.14【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】</p> <p>No.15【土居交通安全協会補助金】</p> <p>No.16【交通安全母の会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、要綱を定めておりませんでした。</p> <p>【交通安全母の会補助金】につきましては、22年度中に要綱制定し、23年4月から要綱施行致します。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.17【交通安全活動推進委員協議会補助金】</p> <p>平成21年度を最終に廃止いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>その他につきましては、抜本的な体制の見直しを検討していることから、方針が決定次第、適正な対処をいたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.24【環境保全協議会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり要綱の制定がなされておりませんでした。</p> <p>これにつきましては、平成22年10月14日付告示第166号「四国中央市環境保全協議会団体活動事業補助金交付要綱」を制定済であります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.13【交通安全協会川之江地区連合会補助金】</p> <p>No.14【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】</p> <p>No.15【土居交通安全協会補助金】</p> <p>No.16【交通安全母の会補助金】</p> <p>実績報告については、ご指摘のとおり経費内訳や具体的事業内容の明記がありませんでした。</p> <p>これらにつきましては、抜本的な体制の見直しを検討していることから、方針が決定次第、適正な対処をいたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの

交付対象団体に補助金以外の収入がある場合

No.17【交通安全活動推進委員協議会補助金】
平成21年度を最終に廃止いたしました。
【措置済】

No.24【環境保全協議会補助金】
ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり事業の経費内訳や具体的事業内容の記載に不備がありました。
これにつきましては、事業経費の請求内容明細書と領収書を提出させました。
【措置済】

No.13【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】
No.17【交通安全活動推進委員協議会補助金】
ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり下部組織に対し補助金の分配がありますが、使途や実績確認を行なっておりませんでした。
「交通安全活動推進委員協議会補助金」につきましては平成21年度を最終に廃止いたしました。
【措置済】

その他の補助金につきましては、抜本的な体制の見直しを検討していることから、方針が決定次第、適正な対処をいたします。
【検討中】

No.24【環境保全協議会補助金】
ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり下部組織に対し補助金の分配がありますが、使途や実績確認を行なっておりませんでした。
これにつきましては、補助金が分配された団体の収支報告書及び領収書の提出等により使途や実績確認を行いました。
【措置済】

No.13【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであるとする。これは、補助金の既得権益化・依存傾向にある団体に対し、自立化を促進するための意識改革の必要性が補助金行政に問われ、マンネリ化した補助金行政の特定団体への視点から広く市民全体に対する責任ある視点へのシフトチェンジが問われる時代であることを強く認識しなければならない。更に、公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、社会情勢の変化や時代の変遷への対応能力を持ち、市民のニーズに的確に答えることができるぶれない行政スタンスでなければならない。

つまり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないか等を、交付対象団体の全体の経理から確認することが望ましい。

しかし、交付対象団体の運営費又は事業費の一部に対する経費を補助対象とする場合で、提出された収支決算書に団体や事業全体の経理状況ではなく、補助対象経費分のみ決算によって実績報告がなされているものが見受けられた。

よって、補助対象経費の収支とともに運営又は事業全体の収支決算書を併せて求めた上で、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされた収支決算書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であるとする。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債

No.15【土居交通安全協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり事業全体に係る収支報告ができておりませんでした。

これらにつきましては、抜本的な体制の見直しを検討していることから、方針が決定次第、適正な対処をいたします。

【検討中】

No.22【地域清掃補助金】

ご指摘の事項につきましては、要綱を改正し実績報告書等の様式を定め、実施状況の判る証拠書類の添付を義務付け、23年度の実施から対応を進めるよう改善していきます。

【措置済】

No.24【環境保全協議会補助金】

ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり使途の正当性を証明する証拠書類の確認・審査ができておりませんでした。

これらにつきましては、補助金が分配された団体の収支報告書及び領収書の提出等により確認しました。

【措置済】

権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては

No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

No.15 【土居交通安全協会補助金】

No.16 【交通安全母の会補助金】

No.17 【交通安全活動推進委員協議会補助金】

ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり剰余金の精査が必要と考えます。

「交通安全活動推進委員協議会補助金」につきましては平成21年度を最終に廃止いたしました。

【措置済】

その他の補助金につきましては、抜本的な体制の見直しを検討していることから、方針が決定次第、適正な対処をいたします。

【検討中】

剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。

よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの
補助金執行事務の書類において初歩的な誤り

No.24【環境保全協議会補助金】

ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり補助金額の節減を検討が必要であると考えます。

これらにつきましては、ご指摘の事項について検討を行い適切に対応いたします。

【検討中】

No.13【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

No.15【土居交通安全協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、ご指摘のとおり統合の検討が必要であると考えます。

これらにつきましては、抜本的な体制の見直しを検討しております。

【検討中】

No.22【地域清掃補助金】

「地域清掃補助金」につきましては、ご指摘

や不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

のとおり補助金額の記載がありませんでした。これらにつきましては、現在改善、是正しております。

【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金</p>	<p>No.33 【心身障害者団体連合会補助金】 連合会の組織は4支部のもと30ほどの構成団体が所属しており、いまだ補助金の申請、請求事務を確実に把握できていない団体が多い。要綱については、平成20年度に案を提示し協議したが、食糧費（事業のたびに支出する弁当代）や研修費（旅行）が活動費の大半を占め、これに制限を加えると活動の維持が困難となる。障害者団体には低所得層の会員が多く、また移動が困難であることから活動費における食費の比重は大きく、独自の補助対象基準を定める必要を感じている。本年は、連合会内に補助金検討委員会を立ち上げ、支部間の調整を図る予定であり、その中で要綱制定につながる共通基準を定めていきたい。 【実施中】</p> <p>No.34 【若竹家族会補助金】 ご指摘の事項について、若竹家族会補助金に関する要綱が定められていませんでした。若竹家族会は精神障害者家族で構成されており、22年度中に「四国中央市精神障害者家族会活動補助金交付要綱」として制定する予定です。 【措置済】</p> <p>No.26 【民生児童委員協議会補助金】 No.27 【社会福祉協議会運営費補助金】 No.28 【保護司会補助金】 No.29 【更正保護女性会補助金】 No.30 【遺族会補助金】 No.31 【傷痍軍人会補助金】 ご指摘の事項につきましては各要綱において、交付要件、対象経費の費目、算定基準が定まっていなかったため、各要綱を一部改正し、充実を図った。 【措置済】</p> <p>No.35 【心身障害者扶養共済制度掛金補助金】 23年度より当該補助金を扶助費に切り替え</p>

そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額とし

る予定で財政当局と協議を行なったが従前どおりの取扱いとなった。今後要綱等の見直しを行なう予定としている。

【実施中】

No.38【四国中央市人権対策協議会補助金】

ご指摘の事項について、「四国中央市人権対策協議会補助金交付要綱」の中に、対象経費の費目、算定基準に関する事項が明確に定められていませんでした。

補助金交付要綱の一部改正により、整備しました。

【措置済】

No.26【民生児童委員協議会補助金】

No.28【保護司会補助金】

No.29【更正保護女性会補助金】

No.30【遺族会補助金】

No.31【傷痍軍人会補助金】

No.34【若竹家族会補助金】

ご指摘の事項については、事業の経費内訳について、費目別の内訳明細等を明記するよう指導してまいります。

【実施中】

No.28【保護司会補助金】

No.29【更正保護女性会補助金】

No.30【遺族会補助金】

ご指摘の事項については、補助金以外の収入をもっての下部組織への助成であるため、

<p>ての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。</p> <p>本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。</p> <p>よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。</p> <p>ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。</p> <p>エ 証拠書類の確認が必要なもの</p> <p>補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考え。</p> <p>しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。</p> <p>よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。</p> <p>オ 職員の雇用及び給与支給が確認できる書類</p>	<p>経費内訳に明記するよう指導してまいります。 【実施中】</p> <p>No.33 【心身障害者団体連合会補助金】 20年度より各団体に決算書類の提出を義務付けている。未だ決算書類等を作成できない団体もあるが、ほぼ確認は可能となっている。 【実施中】</p> <p>No.26 【民生児童委員協議会補助金】 No.27 【社会福祉協議会運営費補助金】 No.28 【保護司会補助金】 No.29 【更正保護女性会補助金】 No.34 【若竹家族会補助金】 ご指摘の事項については、各団体の監査時に立ち会う等して、会計帳簿、領収書等の証拠書類の確認を実施する予定です。 【検討中】</p> <p>No.36 【精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金】 22年度より補助金廃止 【措置済】</p> <p>No.38 【四国中央市人権対策協議会補助金】 引き続き、補助団体の会計帳簿、領収書等の証拠書類の原本等による確認するための実地検査を実施してまいります。 【措置済】</p> <p>No.27 【社会福祉協議会運営費補助金】</p>
---	--

<p>の添付が必要なもの</p> <p>補助金の使途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与等の支払状況等を証明する証拠書類があつてはじめて補助金の額の決定を行うための確認・審査が適正なものになり、補助金使途の正当性が明らかとなる。</p> <p>しかし、証拠書類の確認がなされていないものが見受けられた。</p> <p>よって、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等の少なくともコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。</p>	<p>ご指摘の事項については、対象人件費負担比率等の整備と併せて、支払明細書等のコピー提出についても実施する予定です。 【検討中】</p> <p>No.36【精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金】 22年度より補助金廃止 【措置済】</p> <p>No.38【四国中央市人権対策協議会補助金】 引き続き、人件費関係の書類については、実績報告書提出時に給与、手当関係等のコピーの提出をしてもらい、確認してまいります。 【措置済】</p>
<p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの</p> <p>① 剰余金の戻入について</p> <p>補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があつた日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。</p> <p>しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越しして経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。</p> <p>剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。</p> <p>また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。</p>	<p>No.26【民生児童委員協議会補助金】</p> <p>No.28【保護司会補助金】</p> <p>No.29【更正保護女性会補助金】</p> <p>No.30【遺族会補助金】</p> <p>No.31【傷痍軍人会補助金】</p> <p>ご指摘の事項について、剰余金を繰越金として経理していますが、次年度当初に予定される事業経費に充当するためのものであり、今後は一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付時期を早めることにより、多額の剰余金が発生しないよう指導してまいります。 【実施中】</p> <p>No.34【若竹家族会補助金】</p> <p>ご指摘の事項について、剰余金を繰越金として経理していますが、次年度当初に予定される事業経費に充当するためのものであります。また、補助団体は会費も徴収しておりますので剰余金については指導することとします。 【実施中】</p>

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

② 剰余金の基金への充当について

「(1)イ要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。

しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行すべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。

よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。

No.28【保護司会補助金】

ご指摘の事項について、補助対象としての取扱いはしていませんので、経費内訳に明記するよう指導してまいります。

【実施中】

<p>イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの 交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p>	<p>No.27【社会福祉協議会運営費補助金】 ご指摘の事項について、繰越額は年々減少傾向にあり経費の節減については、指導しているところであります。なお、補助金は、ほぼ人件費が占めているため、組織の見直し等による職員削減等についても指導してまいります。 【実施中】</p> <p>No.29【更正保護女性会補助金】 No.31【傷痍軍人会補助金】 ご指摘の事項について、事業費に対する補助金額が小額のため生じた数値と思われませんが、経費の削減についての指導を、今後も鋭意実施してまいります。 【実施中】</p> <p>No.38【四国中央市人権対策協議会補助金】 補助金の削減については、指導しているところであります。なお、引き続き、経費の節減についての指導を実施してまいります。 【措置済】</p>
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの 交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。 本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの</p>	<p>下記のとおり要綱を制定及び廃止いたしました。</p> <p>No.39 【シルバー人材センター補助金】 平成22年11月5日 告示第173号 四国中央市シルバー人材センター補助金交付要綱制定</p> <p>No.43 【共楽園整備事業補助金】 平成22年11月8日 告示第178号 四国中央市社会福祉法人伊予三島福祉施設協会建設事業費補助金交付要綱制定</p> <p>No.44 【シルバー人材センター施設整備事業補助金】 平成22年11月5日 告示第174号 四国中央市シルバー人材センター建設事業費補助金交付要綱制定</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.40 【ゲートボール協会補助金】 平成22年度組織解散（市老人クラブ連合会へ吸収）により補助金を廃止いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.42 【老人クラブ等補助金】 ご指摘の事項につきましては、従前より各単位クラブから、事業計画書、事業報告書、決算報告書の提出を求め、その事業内容を確認しております。今後についても、その精度を高め、適切な指導をまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで用途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の用途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金用途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の用途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その用途の正当性を証明する証拠書類（支出何書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えられる。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わ

No.41 【敬老会事業補助金】

ご指摘の事項につきましては、実績報告書、収支決算書と併せ、関係帳票書類（写）の提出を求め確認をいたしました。

【措置済】

No.42 【老人クラブ等補助金】

ご指摘の事項につきましては、老人クラブの運営経費は、主に会費、助成金、市補助金をもってその財源としている。平成21年度は、会費1,282千円、助成金583千円、市補助金5,136千円であります。

平成21年度決算において、剰余金（次年度繰越金）は144,318円であります。

当該補助金は老人クラブ活動の育成・支援

ず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそ

を行うことにより高齢者福祉に寄与することが目的であり、対象経費に対し補助金が優先的に充当されるべきと考えます。

よって、剰余金の戻し入れは行わないこととします。なお、平成22年度においては適切な予算執行を指導してまいります。

【措置済】

No.40 【ゲートボール協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、平成22年度補助金を廃止いたしました。

<p>れ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p>	<p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。</p> <p>また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。</p> <p>補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、</p>	<p>ご指摘のとおりであり、当該団体と協議を深め必要な改善をしております。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

改善・検討事項（２）イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

（２）交付対象団体の自立化の促進について

自治体における自己決定や自己責任が求められている中で、多様化及び複雑化する社会情勢の変化に対応するため責任ある行政としての自立並びに交付対象団体としての自立を双方向性で成立させることにより協働のまちづくりが実現すると考える。

本来補助金は、行政以外の団体等が行う事業や活動を支援するために公金を支出するものであり、補助対象事業の実施は行政の事業ではないため、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱うことは、極力避ける必要がある。

しかし、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱っている場合が多く見受けられ、内部統制が十分機能せず適正な補助金執行への検証及び改善意識の障害になっている実態があるので、交付対象団体が行政依存から脱却し自立化に向けて、自主運営能力の育成等の助言、指導を積極的に行いながら事務局業務の移譲を図ることを望むものである。

（３）補助金の見直しについて

四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。

また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体

ご指摘のとおりであり、当該団体と協議を深め必要な改善をまいります。

【見解】

ご指摘のとおりであり、当該団体と協議を深め必要な改善をまいります。

【見解】

<p>制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。</p>	
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行</p>	<p>No.45 【3歳児学級活動費補助金】 No.51 【乳児保育所こども村建設事業補助金】 No.52 【乳児保育所こころ整備事業補助金】 No.53 【みしま乳児保育園建設事業補助金】 ご指摘の事項につきましては、すでに要綱を制定済みであります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】 ご指摘の事項については、対象経費の費目、算定基準の規定が無く、要綱中第12条第1項が前条と矛盾していました。そのため、現要綱を廃止し、新たな要綱を設置すべく決裁中です。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使用の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使用を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使用金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使用の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使用の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使用が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使用の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求

No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】

ご指摘の事業につきましては、補助金の使用用途に不明確な点がありましたので、実績報告書に経費内訳や具体的支出の内容について明記するよう指導いたします。

【実施中】

No.45 【3歳児学級活動費補助金】

No.49 【一時保育促進事業補助金】

No.50 【延長保育促進事業補助金】

ご指摘の事業につきましては、補助金の使用用途を裏付ける証拠書類が不明瞭でありましたので、補助金の精算時に実績報告とともに領収書等の添付を義務付け、補助金に関する検査を実施してまいります。また、内容に

書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等)の確認・審査が必要であることは当然であると考え。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逓次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当すると事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認め

より領収書の添付ができない場合については、現地調査等により、適切な補助金執行の確認に努めてまいります。

【実施中】

No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】

ご指摘のありました剰余金につきましては、他の収入との優先順位を検討し、会費等で賄える部分以外の必要経費について、補助金を充当するよう改善を図ってまいります。

【実施中】

られがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの

補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

No.45 【3歳児学級活動費補助金】

No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】

ご指摘のありました3歳児学級活動費補助金につきましては、概算払申請書の添付が無かったため、書類の不備を是正し、今後適正な事務処理に鋭意努力します。

「母子寡婦福祉連合会活動費補助金」については、精算命令書起票日が3月31日であるのに、額確定が4月3日となっており、書類の不備を是正し、今後適正な事務処理に鋭意努力します。

【実施中】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの</p> <p>交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力</p>	<p>No.54 【食品衛生事故防止活動補助金】</p> <p>指摘のあった当該補助金について、団体の活動目的や効果等を勘案しながら、担当課で検討するとともに、補助対象団体とも協議した結果、平成23年度より補助金を廃止することとしました。</p> <p>このため要綱整備の必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.54 【食品衛生事故防止活動補助金】</p> <p>前述のとおり廃止いたします。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

<p>を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの 補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.55 【不妊治療助成金】 「申請書及び請求書に日付けの記載なし。」につきましては、事務処理の初歩的な不備であると考えます。 今後このような記載もれがないよう、留意してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について 補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていけば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。</p> <p>また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。</p>	<p>No.54 【食品衛生事故防止活動補助金】 前述のとおり廃止いたします。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.55 【不妊治療助成金】 当課においては、補助金の申請及び請求時に内容確認を行っておりますが、初歩的なミスにより日付けの記載漏れがありました。 今後は、このようなことがないよう正確な事務処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項(2)イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

(3) 補助金の見直しについて

四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度(平成19年度実施事業)に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。

また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。

No.54【食品衛生事故防止活動補助金】
前述のとおり廃止いたします。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。 よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考え、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。</p>	<p>No.56 【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】 No.57 【商工会議所補助金】 No.58 【中小企業相談所指導事業補助金】 No.59 【商店街活性化対策補助金】 No.60 【宇摩地区キー産業振興協議会補助金】 No.61 【伊予水引協同組合補助金】 No.62 【伊予手漉和紙振興会補助金】 No.63 【紙まつり補助金】 ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき執行していますが補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項を定めておりませんでした。 平成23年4月1日から施行予定で要綱改正。 【措置済】</p>
<p>(2) 実績報告書について ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの 実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。 しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。 補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市</p>	<p>No.56 【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】 No.57 【商工会議所補助金】 No.58 【中小企業相談所指導事業補助金】 No.59 【商店街活性化対策補助金】 No.60 【宇摩地区キー産業振興協議会補助金】 No.61 【伊予水引協同組合補助金】 No.62 【伊予手漉和紙振興会補助金】 No.63 【紙まつり補助金】 ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき実績報告書の提出を義務付けていますが、具体的事業内容の明記がされておりませんでした。 平成23年4月1日から施行予定で要綱改正に</p>

<p>において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができる。と考える。</p> <p>よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。</p> <p>エ 証拠書類の確認が必要なもの</p> <p>補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然である。と考える。</p> <p>しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。</p> <p>よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。</p>	<p>に伴い指導強化。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.56 【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】</p> <p>No.58 【中小企業相談所指導事業補助金】</p> <p>No.59 【商店街活性化対策補助金】</p> <p>No.60 【宇摩地区キー産業振興協議会補助金】</p> <p>No.61 【伊予水引協同組合補助金】</p> <p>No.62 【伊予手漉和紙振興会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき実績報告書の提出を義務付けていますが、添付書類に関して証拠書類の提出の明記がされておりました。</p> <p>平成23年4月1日から施行予定で要綱改正に伴い指導強化。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの</p> <p>① 剰余金の戻入について</p> <p>補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。</p> <p>しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数</p>	<p>No.56 【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】</p> <p>No.57 【商工会議所補助金】</p> <p>No.62 【伊予手漉和紙振興会補助金】</p> <p>No.63 【紙まつり補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、剰余金を次年度事業の経費に充当するため繰越金として経理されております。補助金の使途を明確化し、剰余金を精査してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当すると事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当

No.57 【商工会議所補助金】

ご指摘の事項につきましては、補助金に対する繰越金の割合が高いことを踏まえ、補助金の節減を目的にH23年度予算において19万円の減を実施。

【実施中】

<p>が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> <p>(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について</p> <p>ア 同一経費の統一的な整理が必要なもの 複数の交付対象団体に対する同事業の補助金の中には、各交付対象団体の地域性及び個性的な事業内容であることから、補助対象経費の統一性に欠け公平性の観点から疑義があるものが見受けられた。</p> <p>よって、要綱を整備するとともに、公平公正で統一的な基準の指導及び徹底を図られたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの 補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.59【商店街活性化対策補助金】 ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき執行していますが補助対象経費の統一性に欠けていました。 平成23年4月1日から施行予定で要綱改正。 【措置済】</p> <p>No.56【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】 ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき事務処理を行っていますが、実績報告書日付と精算交付指令書日付に不整合がありました。 今後は、交付規則に従って適正な事務処理をしてまいります。 【措置済】</p> <p>No.59【商店街活性化対策補助金】 ご指摘の事項につきましては、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき事務処理を行っていますが、交付指令書の様式ミス、請求書・実績報告書の申請団体名が未記入があり訂正・記入を行いました。 今後は、交付規則に従って適正な事務処理をしてまいります。 【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について 補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある</p>	<p>No.56【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】 No.57【商工会議所補助金】 No.58【中小企業相談所指導事業補助金】 No.59【商店街活性化対策補助金】</p>

場合でも優先的に) 使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された(的確に規定されていることが前提) 交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。

また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。

補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項(2)イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

No.60【宇摩地区キ一産業振興協議会補助金】

No.61【伊予水引協同組合補助金】

No.62【伊予手漉和紙振興会補助金】

No.63【紙まつり補助金】

当課においては、補助金等交付要綱を充実させ、申請から精算までの事務処理を場合によっては、現地調査等も実施しながら適正な執行に努めてまいります。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役割提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行</p>	<p>No.68 【磐座太鼓保存会補助金】 No.69 【みなと祭補助金】 No.71 【コスモス感謝祭補助金】 No.75 【物産協会補助金】 ご指摘の事項につきましては、現在、四国中央市商工観光事業補助金等交付要綱に基づき執行しており、個々の事業については特に要綱を定めておりませんでした。要綱制定が必要である5件については、早急に対処してまいります。 平成23年4月1日制定予定（4件） 【実施中】</p> <p>No.72 【太鼓祭り補助金】については、 【検討中】</p> <p>No.67 【観光協会補助金】 No.70 【湖水まつり補助金】 No.74 【あじさい園管理費補助金】 No.76 【収穫祭補助金】 要綱制定とあわせて充実させてまいります。 平成23年4月1日制定予定（4件） 【措置済】</p> <p>No.73 【マス釣り大会補助金】については、廃止 【措置済】</p>

為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

No.67 【観光協会補助金】

No.68 【磐座太鼓保存会補助金】

No.69 【みなと祭補助金】

No.76 【収穫祭補助金】

具体的に事業内容がわかるような報告書の作成に努めます。

【措置済】

No.69 【みなと祭補助金】

No.72 【太鼓祭り補助金】

事業の経費内訳、下部組織の使途明細、証拠書類等の整備を図ります。

【実施中】

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで用途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の用途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金用途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の用途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その用途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えます。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

オ 職員の雇用及び給与支給が確認できる書類の添付が必要なもの

補助金の用途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与等の支払状況等を証明する証拠書類があってはじめて補助金の額の決定を行うための確認・審査が適正なものになり、補助金用途の正当性が明らかとなる。

No.67【観光協会補助金】（川之江・土居）

No.70【湖水まつり補助金】

No.74【あじさい園管理費補助金】

証拠書類の確認ができるよう書類の整備に努めます。

【措置済】

No.73【マス釣り大会補助金】については、廃止いたしました。

【措置済】

No.67【観光協会補助金】（三島）

証拠書類の確認ができるよう書類の整備に努めます。

【措置済】

しかし、証拠書類の確認がなされていないものが見受けられた。

よって、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等の少なくともコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、

No.67 【観光協会補助金】

剰余金については、他の収入の優先的充当を実施、川之江観光協会での観光事業安定化基金積み立ては22年度に廃止いたしました。

【措置済】

No.68 【磐座太鼓保存会補助金】

No.69 【みなと祭補助金】

No.70 【湖水まつり補助金】

No.72 【太鼓祭り補助金】

No.74 【あじさい園管理費補助金】

補助金の使途を明確化し、剰余金精査を的確にします。

【実施中】

No.73 【マス釣り大会補助金】については、廃止いたしました。

【措置済】

年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

② 剰余金の基金への充当について

「(1)イ要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。

しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行すべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。

よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。

No.67【観光協会補助金】

川之江観光協会での観光事業安定化基金積み立ては22年度に廃止いたしました。

【措置済】

No.68【磐座太鼓保存会補助金】

No.71【コスモス感謝祭補助金】

No.72【太鼓祭り補助金】

剰余金については、他の収入の優先的充当を実施します。

【実施中】

No.75【物産協会補助金】

会費等、他の収入を優先的に充当し補助金の節減に努めます。

【実施中】

<p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> <p>(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について</p> <p>イ 団体の統合を検討する必要があるもの 補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。</p> <p>よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの 補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.67【観光協会補助金】 22年度から川之江、三島、土居、新宮観光協会に補助金請求等を行わず、市観光協会に補助金請求を実施いたします。 【措置済】</p> <p>No.72【太鼓祭り補助金】 適正化に努めます。 【措置済】</p>
---	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役割提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金</p>	<p>No.85 【各種団体補助金】 ご指摘の農村創造塾要綱につきましては、要綱制定を行っておりませんでした。 平成23年1月7日に要綱を制定済であります。 【措置済】</p> <p>No.78 【新居宇摩農業共済組合補助金】 No.79 【地域営農推進事業補助金】 No.83 【疎水感謝祭補助金】 ご指摘の事項につきましては、対象経費に費目、算定基準の規定がないので22年度中をめぐりに要綱を充実させます。 【検討中】</p> <p>No.81 【銘品づくり事業補助金】 No.84 【産業祭補助金】 No.92 【特別栽培米乾燥調整費補助金】 平成23年2月16日に要綱の部分的改正を行い対象経費に費目、算定基準の規定を追加し要綱を充実させました。</p>

<p>そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図りたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができる。と考える。</p> <p>よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資</p>	<p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.85 【各種団体補助金】 ご指摘の事項につきましては、要綱制定時に充実させます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.95 【鳥獣害防止対策総合支援事業補助金】 ご指摘の事項につきましては、鳥獣害防止対策総合支援事業補助金交付要綱の部分的改正を行い、対象経費に費目、算定基準の規定がないので追加いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.98 【市酪農振興会補助金】 ご指摘の事項につきましては、乳牛改良事業の実施主体は酪農振興会であり、優良基礎牛補助事業としてJAに事務局をおいているものであり、補助対象団体は酪農振興会であるため、要綱の見直しは考えておりません。 要綱に対象経費の費目の規定がないため、平成22年度中を目途に要綱を充実させます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.83 【疎水感謝祭補助金】 ご指摘の疎水感謝祭補助金につきましては、うま農業協同組合へ経費、費用別内訳や件数、人数等具体的な事業内容が明らかな書類の提出を求めました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.84 【産業祭補助金】 ご指摘の産業祭補助金につきましては、補助対象経費明細がわかる実績報告書を提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.85 【各種団体補助金】 ご指摘の各種団体補助金につきましては、各種団体へ、補助対象経費明細がわかる実績報告書を提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.98 【市酪農振興会補助金】 ご指摘の市酪農振興会補助金につきましては、具体的な事業内容がわかる書類の提出を</p>
---	---

することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考える。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

求め、補助対象経費明細がわかる実績報告書を提出いたします。

【検討中】

No.98【市酪農振興会補助金】

ご指摘の市酪農振興会女性部に分配された補助金の使途について、女性部に対し、出納簿・通帳のコピーの提出を求め、補助金が適正に執行されているか確認を行いました。

【措置済】

No.79【地域営農推進事業補助金】

指摘につきましては、日付け、金額・内容等が明記された領収書等のコピーの提出を求めます。

【検討中】

No.80【雑柑類品種更新事業補助金】

No.83【疎水感謝祭補助金】

指摘につきましては、日付け、金額・内容等が明記された領収書等のコピーの提出を求めました。

【措置済】

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

オ 職員の雇用及び給与支給が確認できる書類の添付が必要なもの

補助金の使途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与等の支払状況等を証明する証拠書類があつてはじめて補助金の額の決定を行うための確認・審査が適正なものになり、補助金使途の正当性が明らかとなる。

しかし、証拠書類の確認がなされていないものが見受けられた。

よって、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等の少なくともコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があつた日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年

No.85【各種団体補助金】

指摘につきましては、日付け、金額・内容等が明記された領収書等のコピーの提出を求めます。

【検討中】

No.87【愛媛水田農業経営確立対策事業補助金】

ご指摘につきましては、日付け、金額・内容等が明記された領収書等のコピーの提出を求めます。

【検討中】

No.81【銘品づくり事業補助金】

ご指摘の銘品づくり事業補助金につきましては、領収書等のコピーの提出を求めてまいります。平成21年度領収書等のコピーの提出を受け確認いたしました。

【措置済】

No.78【新居宇摩農業共済組合補助金】

指摘の新居宇摩農業共済組合補助金につきましては、補助金の使途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等のコピーの提出を求めます。

【検討中】

No.84【産業祭補助金】

No.85【各種団体補助金】

No.98【市酪農振興会補助金】

ご指摘の事項につきましては、他の収入が優先的に充当可能かどうか検討し繰越金について精査・検討してまいります。

【検討中】

度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定された

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対

No.85【各種団体補助金】(JA茶業部)

ご指摘のJA茶業部補助金につきましては、21年度で廃止ですが、繰越金を精査し、節減へ向け指導を行いました。

【措置済】

<p>象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの</p> <p>補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.80【雑柑類品種更新事業補助金】</p> <p>ご指摘の雑柑類品種更新事業補助金につきましては、交付対象団体が要綱と申請者不一致とのことではありますが、交付要綱の一部を改正しました。要綱に従って適正に事務処理を行います。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.85【各種団体補助金】（農村創造塾） No.90【農業近代化資金利子補給金】 No.91【農林漁業振興資金利子補給金】 No.98【市酪農振興会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.97【公害対策事業補助金】</p> <p>ご指摘の公害対策事業補助金につきまして、交付指令書文中申請日付誤りとのことではありますが、各書類の日付のチェックを確実に行うよう事務処理を行います。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精</p>	<p>No.78【新居宇摩農業共済組合補助金】</p> <p>事務推進の補助金ですが、共済組合なので監査が当然行われていますので、市においても確認を行い補助金が適正に執行されるよう慣例化を防止します。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.81【銘品づくり事業補助金】 No.83【疎水感謝祭補助金】</p> <p>当課において、補助金の精査時に実績報告書とともに、領収書等のコピーの添付を求め、</p>

算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。

また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみに留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。

補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項（2）イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

補助金が適正的確に執行されているか確認をしました。

【見解】

No.81【銘品づくり事業補助金】につきましては、平成21年度より領収書等のコピーの添付を求め、補助金が適正的確に執行されているか確認を行いました。

【見解】

No.80【雑柑類品種更新事業補助金】

No.97【公害対策事業補助金】

当課において、公害対策事業補助金・雑柑類品種更新事業補助金について、補助金の精査時に実績報告書とともに、領収書等のコピーの添付を求め、また、日付についても確認をおこない補助金が適正的確に執行されるよう慣例化を防止します。

【見解】

No.98【市酪農振興会補助金】

同補助金について、同会女性部に対する補助金の使途を明確にし、出納簿・通帳のコピーの提出を求め、補助金が適正的確に執行されているか確認を行いました。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役割提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行</p>	<p>No.99 【土地改良事業推進補助金】 No.105 【木質ペレット利活用促進事業補助金】 ご指摘事項の土地改良事業推進補助金につきましては、四国中央市補助金等交付規則により運用しておりましたが、既に制定しております四国中央市土地改良事業振興団体助成金交付要綱に該当するため、今後は、要綱に基づき適正に処理するよう努めてまいります。 木質ペレット利活用促進事業補助金につきましては、愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱に基づく単年度事業であったため、市の規則を用い、要綱を制定しておりませんでした。今後は、このようなケースについても要綱を制定し、適正な運用に努めております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.102 【森林振興指導事業補助金】 No.107 【水産振興協議会補助金】 （対象経費の費目の規定なし） No.108 【土居漁業協同組合補助金】 No.109 【漁場環境整備事業補助金】 No.110 【中間育成事業補助金】 No.111 【内水面稚魚放流事業補助金】 No.112 【魚まつり補助金】 No.113 【川の江漁協水産まつり補助金】 ご指摘の事項につきましては、森林振興指導事業補助金外 7 事業に係る補助金交付要綱に、対象経費の費目及び算定基準の規定を設けるよう、早急に要綱の改正をしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができるかと考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

No.99 【土地改良事業推進補助金】

No.108 【土居漁業協同組合補助金】

No.109 【漁場環境整備事業補助金】

No.110 【中間育成事業補助金】

No.111 【内水面稚魚放流事業補助金】

No.112 【魚まつり補助金】

No.113 【川之江漁協水産まつり補助金】

補助金の精算時に実績報告書を添付しているが、経費内訳等の内容について具現化するように、補助金交付団体等に改善を求めました。当課においても精算時の内容確認等をさらに充実していくことに努めてまいります。

【実施中】

No.99 【土地改良事業推進補助金】（三島土地改良区、土居土地改良区）

ご指摘の補助金は、農道と水路の権原は市にあるが、管理は土地改良区でして頂いているので、その維持管理を含めた事務運営費として補助をしているものであり、下部組織に分配する補助金ではありません。

【見解】

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで用途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の用途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金用途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の用途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その用途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えられる。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

オ 職員の雇用及び給与支給が確認できる書類の添付が必要なもの

補助金の用途が交付対象団体の運営費的経費である人件費に充当されている場合には、給与等の支払状況等を証明する証拠書類があってはじめて補助金の額の決定を行うための確認・審査が適正なものになり、補助金用途の正当性が明らかとなる。

No.108 【土居漁業協同組合補助金】

No.109 【漁場環境整備事業補助金】

No.110 【中間育成事業補助金】

No.111 【内水面稚魚放流事業補助金】

No.112 【魚まつり補助金】

No.113 【川之江漁協水産まつり補助金】

領収書等の添付を義務付け補助金に関する検査を実施してまいります。また、事業の性格上、領収書等の添付ができない場合等については当課において現地調査等により確認してまいります。

【実施中】

No.99 【土地改良事業推進補助金】

（三島土地改良区・土居町土地改良区）

ご指摘に従い平成21年度分の実績報告書より是正しております。

【措置済】

しかし、証拠書類の確認がなされていないものが見受けられた。

よって、給与、手当、福利厚生及び社会保険関係等の支払明細書等の少なくともコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、

No.107 【水産振興協議会補助金】

事業内容を精査し今後も剰余金ができるようであれば改善致しました。

【措置済】

年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。
よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの
補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努めら

No.99【土地改良事業推進補助金】
(三島土地改良区・土居町土地改良区)
23年度より、補助金を約15%削減を実施致します。

【措置済】

No.99【土地改良事業推進補助金】
ご指摘の団体統合は、三島土地改良区が平成17年度に5つの改良区が1つに統合、土居町土地改良区が平成18年度に10の改良区が1つに統合しており、これ以上の統合は地域性より現時点では、難しいと思われる。

【見解】

<p>りたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの 補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.99【土地改良事業推進補助金】 ご指摘の概算交付申請及び、交付指令漏れについては、事務処理の見直しにより、交付規則に従い平成21年度分からは是正しております。 【措置済】</p> <p>No.101【市単土地改良事業補助金】 No.106【流域育成林整備事業補助金】 ご指摘の交付指令漏れについては、事務処理の見直しにより、平成21年度途中から交付規則に従い是正しております。 【措置済】</p> <p>No.107【水産振興協議会補助金】 ご指摘の概算交付申請については、事務処理の見直しにより、交付規則に従い平成22年度分からは是正致しました。 【措置済】</p>
---	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市</p>	<p>No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】</p> <p>補助金自体の見直しを検討中ですので要綱の作成は未定です。</p> <p style="text-align: right;">【未措置】</p> <p>No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】</p> <p>経費や事業内容が明らかな実績報告書につきましては見直しを実施中です。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思う。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認め

No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】

21年度補助金につきましては剰余金の繰越しはありません。

【措置済】

<p>られがたいと解釈される。</p> <p>よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。</p> <p>また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。</p> <p>ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。</p> <p>(5) 事務処理の適正化について</p> <p>ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの</p> <p>補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	<p>No.117 【生活環境整備事業補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、書類において初歩的な誤りや不備がありましたが、すでに是正しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(3) 補助金の見直しについて</p> <p>四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。</p> <p>また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付</p>	<p>No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】</p> <p>市のラブリバー基金3,000万円の内、補助金交付対象団体寄付分1,500万円を処分し、当該団体への活動費に当てることによって毎年の補助金32万円を廃止するという方向で関係課と協議中です。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

<p>対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。</p>	
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性及び公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(6) 補助金の返還について ア 補助金の返還が必要なもの</p>	<p>No.120 【消防団員福祉共済補助金】 ご指摘の事項につきましては平成 22 年 3 月 25 日に要綱を制定済であります。 【措置済】</p> <p>No.119 【自主防災組織結成補助金】 要綱上補助金の算定方法は千円未満は切り捨てであります。52,500 円を支出していた為、平成 21 年 10 月 2 日に 500 円を返納しております。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役割提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金</p>	<p>No.133 【市民会議補助金】 ご指摘の事項につきましては、特に要綱を定めておりませんでした。 つきましては、平成22年4月1日に交付要綱（市民会議活動事業補助金交付要綱）を制定いたしました。 【措置済】</p> <p>No.136 【地域米利用米飯給食対策補助金】 ご指摘の事項につきましては、これまで「四国中央市地域米利用米飯給食対策事業費補助金交付要綱」（別紙）があるにもかかわらず、四国中央市補助金等交付規則により補助金交付事務を行ってきておりました。監査よりご指摘を受け、平成22年度からは「四国中央市地域米利用米飯給食対策事業費補助金交付要綱」により補助金交付事務を行っております。 【措置済】</p> <p>No.121 【奨学会補助金】 No.122 【高校定時制補助金】 No.123 【特別支援教育育成会補助金】 ご指摘の事項につきましては、交付要綱（四国中央市教育振興事業補助金交付要綱）中に交付対象経費、補助金算定基準等が明確に示されておりませんでした。つきましては、平成22年11月26日に交付要綱を改正し、交付対象経費、補助金算定基準等を明確化いたしました。 【措置済】</p> <p>No.125 【緑の少年団育成補助金】（小学校） No.129 【緑の少年団育成補助金】（中学校）</p>

そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の

ご指摘の事項につきましては、交付要綱（四国中央市小・中学校体育及び文化振興事業補助金交付要綱）中に交付対象経費、補助金算定基準等が明確に示されておりませんでした。

つきましては、改善にあたり、教育関係団体への補助金交付により適切と思われる要綱（四国中央市教育振興事業補助金交付要綱）に拠るように改め、併せて平成22年11月26日に交付要綱を改正し、交付対象経費、補助金算定基準等を明確化いたしました。

【措置済】

No.132 【私立幼稚園運営補助金】

ご指摘の事項につきましては、交付要綱（四国中央市私立幼稚園運営補助金交付要綱）中に交付対象経費、補助金算定基準等が明確に示されておりませんでした。平成22年11月26日に交付要綱を改正し、交付対象経費、補助金算定基準等を明確化いたしました。

【措置済】

No.134 【学校保健協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、適用の交付要綱（四国中央市教育振興事業補助金交付要綱）中に交付対象団体として明記されておりませんでした。

つきましては、改善にあたり、教育関係団体への補助金交付により適切と思われる要綱（四国中央市教育振興事業補助金交付要綱）に拠るように改め、併せて平成22年11月26日に交付要綱を改正し、交付対象経費、補助金算定基準等を明確化いたしました。

【措置済】

No.122 【高校定時制補助金】

No.123 【特別支援教育育成補助金】

No.134 【学校保健協会補助金】

当課においては、経費・費目別の支出内訳や具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求め、補助金使途の所在を明確にするよう努めてまいります。

【実施中】

No.133 【市民会議補助金】

当課においては、経費・費目別の支出内訳

記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思う。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なものの

交付対象団体に補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであるとする。これは、補助金の既得権益化・依存傾向にある団体に対し、自立化を促進するための意識改革の必要性が補助金行政に問われ、マンネリ化した補助金行政の特定団体への視点から広く市民全体に対する責任ある視点へのシフトチェンジが問われる時代であることを強く認識しなければならない。更に、公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、社会情勢の変化や時代の変遷への対応能力を持ち、市民のニーズに的確に答えることができるぶれのない行政スタンスでなければならない。

つまり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないか等を、交付対象団体の全体の経理から確認することが望ましい。

しかし、交付対象団体の運営費又は事業費の一部に対する経費を補助対象とする場合で、提出された収支決算書に団体や事業全体の経理状況ではなく、補助対象経費分のみの決算によって実績報告がなされているものが見受けられた。

よって、補助対象経費の収支とともに運営又は事業全体の収支決算書を併せて求めた上で、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明

を具体的に記載した実績報告書の提出を求め、補助金使途の所在を明確にするよう努めてまいります。

【措置済】

No.122 【高校定時制補助金】

当課においては、経費・費目別の支出内訳や具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求め、補助金使途の所在を明確にするよう努めてまいります。併せて、事業全体の経理状況を確認し、補助金交付の必要性について精査に努めてまいります。

【実施中】

記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされた収支決算書の提出を求められたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

No.133 【市民会議補助金】

ご指摘の事項につきましては、青少年の健全育成に必要な団体であります。自主財源の確保ができず、市補助金に頼らざるを得ない状況です。剰余金については、平成21年度はありませんでした。

【措置済】

No.134 【学校保健協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、精算行為を行わず、剰余金を次年度事業経費に充当したものであります。

今後は、会計年度独立の原則を念頭に他の収入の優先的充当について精査してまいります。

【実施中】

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2) 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの

補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

No.121 【奨学会補助金】

当該補助金の交付先は、(財)伊予三島奨学会と(財)川之江奨学会の2団体であります。

(財)伊予三島奨学会は昭和41年に、また(財)川之江奨学会は昭和33年に法人の母体が設立され、以降現在に至るまで奨学金の貸与により地域の学生、生徒の高度教育機会の提供に寄与しております。

それぞれに設立経緯等の歴史的背景を持ち、また独立した財団法人として運営されておりますので、直ちに団体の統合を検討することは困難であると思われまます。

今後、理事会及び評議員会の意見を慎重に聴取してまいります。

【検討中】

No.122 【高校定時制補助金】

No.127 【自転車購入費補助金】

交付要綱に従って、適正な事務処理に一層努めてまいります。

【実施中】

No.133 【市民会議補助金】

要綱の制定により、平成22年度はご指摘の事項につきましては、概算交付申請書等の事務処理の適正化を実施いたしました。

【措置済】

No.134 【学校保健協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、適用の交付要綱(四国中央市教育振興事業補助金交付要綱)中に交付対象団体として明記されてお

	<p>ませんでした。</p> <p>つきましては、改善にあたり、教育関係団体への補助金交付により適切と思われる要綱（四国中央市教育振興事業補助金交付要綱）に拠るように改め、併せて平成22年11月26日に交付要綱を改正し、交付対象経費、補助金算定基準等を明確化いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）</p> <p>補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。</p> <p>しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図りたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示</p>	<p>No.137 【P T A連合会補助金】</p> <p>No.138 【婦人会補助金】</p> <p>No.139 【愛護班連絡協議会補助金】</p> <p>No.140 【ボーイスカウト補助金】</p> <p>No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】</p> <p>要綱の充実についてのご指摘につきまして、従前の要綱においては、対象経費の費目、算定基準に関する事項について定めがなかったため、2月23日に新たな要綱を制定し新年度分から対応することとしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.143 【体育協会補助金】</p> <p>No.145 【スポーツ少年団補助金】</p> <p>要綱の充実についてのご指摘につきまして、従前の要綱においては、対象経費の費目、算定基準に関する事項について定めがなかったため、3月中に新要綱を制定し来年度分から対応すべく準備中です（3月教育委員会定例会(3/24)にて議案提出）。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p> <p>No.141 【青年団補助金】</p> <p>青年団の活動の縮小のため補助金支出の見込みはありません。今後活動が活発化した際、補助金の必要性の有無を含め、新たな要綱に当該項目を追加する等対応を検討いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.137 【P T A連合会補助金】</p> <p>No.138 【婦人会補助金】</p> <p>No.139 【愛護班連絡協議会補助金】</p> <p>実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、また、下部組織へ助成金、分配金などとして充当された補助金の使途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、新要綱に基づき交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の使途を明確にさせ、執行状況の透明性を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p>

されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

No.141 【青年団補助金】

青年団の活動の縮小のため補助金支出の見込みなし。今後活動が活発化した際に指摘事項について新要綱に照らし検討して参りたい。
【検討中】

No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】

実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、交付団体により詳細な記載を求めるとともに、必要に応じ実地検査を行うなど新要綱に基づき執行状況の透明化を図って参りたい。

【実施中】

No.138 【婦人会補助金】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、また、下部組織へ助成金、分配金などとして充当された補助金の使途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、新要綱に基づき交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の使途を明確にさせ、執行状況の透明性を図って参りたい。

【実施中】

No.143 【体育協会補助金】

下部組織へ育成助成金、大会助成などとして充当された補助金の使途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の使途を明確にさせ、更なる執行状況の透明性を図って参りたい。

【実施中】

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託

No.137 【PTA連合会補助金】

No.138 【婦人会補助金】

No.140 【ボーイスカウト補助金】

No.143 【体育協会補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

【実施中】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし、補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

また、剰余金の繰越しについては、予算の確定が定期総会での承認を必要とすることから、年度末精算、年度当初の概算交付では、運営が困難である。必要経費を精査し残額について返納するよう交付対象団体に対して指導して参りたい。

【実施中】

No.145 【スポーツ少年団補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし、補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

また、剰余金の繰越しについては、予算の確定が定期総会での承認を必要とすることから、年度末清算、年度当初の概算交付では、運営が困難な状況であることから今後運営方法など十分に検討を行って参りたい。

【実施中】

<p>金等により経理されている場合は、「(2) 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は（他の収入がある場合でも優先的に）使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。</p> <p>また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみで留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。</p> <p>補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項(2)イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。</p> <p>そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。</p> <p>つまり、市民に対して適正な補助金執行を保</p>	<p>No.137 【PTA連合会補助金】</p> <p>No.138 【婦人会補助金】</p> <p>No.139 【愛護班連絡協議会補助金】</p> <p>No.140 【ボーイスカウト補助金】</p> <p>No.143 【体育協会補助金】</p> <p>No.145 【スポーツ少年団補助金】</p> <p>補助金の適正的確な執行を確認するために、新要綱に則り、実績報告書、証拠書類等の確認、審査、場合によっては実地検査等も行うよう努めて参りたい。</p> <p>また、下部組織についても必要性が認められる場合は同じ取扱いを行うよう努めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】</p> <p>補助金の適正的確な執行を確認するために、新要綱に則り、実績報告書、証拠書類等の確認、審査、場合によっては実地検査等も行うよう努めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

(2) 交付対象団体の自立化の促進について

自治体における自己決定や自己責任が求められている中で、多様化及び複雑化する社会情勢の変化に対応するため責任ある行政としての自立並びに交付対象団体としての自立を双方向性で成立させることにより協働のまちづくりが実現すると考える。

本来補助金は、行政以外の団体等が行う事業や活動を支援するために公金を支出するものであり、補助対象事業の実施は行政の事業ではないため、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱うことは、極力避ける必要がある。

しかし、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱っている場合が多く見受けられ、内部統制が十分機能せず適正な補助金執行への検証及び改善意識の障害になっている実態があるので、交付対象団体が行政依存から脱却し自立化に向けて、自主運営能力の育成等の助言、指導を積極的にいながら事務局業務の移譲を図ることを望むものである。

(3) 補助金の見直しについて

四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。

また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。

No.137 【P T A 連 合 会 補 助 金】

No.138 【婦人会補助金】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】

No.145 【スポーツ少年団補助金】

社会教育関係団体においては、行政への依存度が高く、自立した運営が十分に行われていない団体が少なからずあることから、今後、各団体の自立化に向けて団体の意識改革を進めて参りたい。

【見解】

No.143 【体育協会補助金】

生涯スポーツ関係団体においては、行政への依存度が高く、自立した運営が十分に行われていない団体が少なからずあることから、今後、各団体の自立化に向けて団体の意識改革を進めて参りたい。

【見解】

No.137 【P T A 連 合 会 補 助 金】

No.138 【婦人会補助金】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

No.140 【ボーイスカウト補助金】

No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】

No.143 【体育協会補助金】

No.145 【スポーツ少年団補助金】

社会情勢や時代背景などの変化に伴い、交付対象団体の社会的役割や事業内容などを十分に検討し、組織の自立化、自主財源の確保、事業内容等の見直しにより経費の節減の可能性を導きだすよう努めて参りたい。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。 よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。</p>	<p>No.146 【文化財保存整備補助金】 No.147 【無形文化財保存振興補助金】 ご指摘の事項につきましては、対象経費の費目を市予算費目に準じて記載するよう統一してまいります。 【措置済】</p> <p>No.148 【民俗芸能保存会補助金】 No.149 【文化協会補助金】 No.150 【県展移動展補助金】 No.151 【俳諧の里土居俳句大会補助金】 No.152 【少年少女合唱団補助金】 ご指摘の事項につきましては、対象経費の費目を市予算費目に準じて記載し、支出に係る明細を記載するよう努めてまいります。 【措置済】</p>
<p>(2) 実績報告書について ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの 実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。 しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使用の所在が不明確なものが見受けられた。 補助金の適切な用途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び用途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外</p>	<p>No.146 【文化財保存整備補助金】 No.147 【無形文化財保存振興補助金】 No.148 【民俗芸能保存会補助金】 四国中央市伝統芸能保存会を設立し、補助金も【伝統芸能保存会補助金】として一本化しております。新団体におきまして、ご指摘の事項につきましては、経費内訳や具体的事業内容の明記を徹底してまいります。 【実施中】</p> <p>No.149 【文化協会補助金】 No.150 【県展移動展補助金】 ご指摘の事項につきましては、経費内訳や具体的事業内容の明記を徹底してまいります。 【実施中】</p>

の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができる。と考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って現地検査が必要などころであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途

No.148 【民俗芸能保存会補助金】

四国中央市伝統芸能保存会を設立し、補助金も【伝統芸能保存会補助金】として一本化しております。新団体におきましても、ご指摘の事項につきましては、団体下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認に努めてまいります。

【実施中】

No.149 【文化協会補助金】

No.150 【県展移動展補助金】

ご指摘の事項につきましては、団体下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認に努めてまいります。

【実施中】

No.152 【少年少女合唱団補助金】

ご指摘の事項につきましては、証拠書類の確認を徹底してまいります。

【検討中】

の正当性を証明する証拠書類（支出何書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えます。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられました。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越しして経理されているものが多数見受けられました。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられました。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられました。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補

No.149 【文化協会補助金】

No.151 【俳諧の里土居俳句大会補助金】

ご指摘の事項につきましては、他の収入の優先的充当について精査してまいります。

【実施中】

<p>助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。</p> <p>よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。</p> <p>また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。</p> <p>ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。</p> <p>② 剰余金の基金への充当について</p> <p>「(1)イ要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。</p> <p>しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行すべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。</p> <p>よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。</p>	<p>No.147【無形文化財保存振興補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、当該年度の剰余金が、記念事業等のための積立金へと会計処理されている(剰余金＝積立金)ものと認められ、今後は会計年度独立の原則をクリアした事業として認定できるかを厳密に検討した上で、補助金申請の処理を行うよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、交付対象団体にとって既得権化、依存化及びマンネリ化しやすく、交付申請に基づき交付決定された補助金は(他の収入がある場合でも優先的に)使い切るのが当然であるとの意識から、最少の経費で交付対象事業として</p>	<p>補助金交付団体が行う事業の現地調査や、会計伝票等の確認・指導を行い、より一層適正な執行に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

最大の効果を上げるという本来の公金の使命が希薄化し、行政側においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていれば公金支出に問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続である補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱に規定された（的確に規定されていることが前提）交付要件、対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないのが現状である。これは、各改善・検討事項で指摘したとおりである。

また、交付対象団体である上部団体からその下部組織に対する助成金又は配分金等がある場合でも、下部組織に対する補助金使途の所在に係る執行状況の確認・審査は、上部団体により適切に把握されたものと鵜呑みにし収支決算書等による形式的な数的整合性のみを留まっている。しかし、上部団体が十分に下部組織に対する補助金に係る確認・審査及び検査を行っているかは不透明で確証がなく、所管において実態把握が十分なされていないのが現状である。

補助金が適正的確に執行されているか検証するためには、提出された実績報告書及び証拠書類等の確認・審査のみではその内容が客観的に検証できない場合には、四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき交付対象団体に対し実地検査を行うことが必要であり、下部組織への助成金又は配分金等がある場合には、改善・検討事項（2）イで述べた内容を踏まえた上で、その下部組織に対しても同様に行うことを望むものである。

そうすることにより四国中央市自治基本条例第18条第2項の趣旨でもある「透明性の確保」の前提条件が整えられると考える。

つまり、市民に対して適正な補助金執行を保障し、交付対象団体の既得権化、依存化及びマンネリ化を防止するとともに、補助効果の的確な把握の証として補助金行政の慣例化を防止することとなる。

（2）交付対象団体の自立化の促進について

自治体における自己決定や自己責任が求められている中で、多様化及び複雑化する社会情勢の変化に対応するため責任ある行政としての自立並びに交付対象団体としての自立を双方向性で成立させることにより協働のまちづくりが実現すると考える。

本来補助金は、行政以外の団体等が行う事業

交付対象団体の自立化促進に努めます。

【見解】

や活動を支援するために公金を支出するものであり、補助対象事業の実施は行政の事業ではないため、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱うことは、極力避ける必要がある。

しかし、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱っている場合が多く見受けられ、内部統制が十分機能せず適正な補助金執行への検証及び改善意識の障害になっている実態があるので、交付対象団体が行政依存から脱却し自立化に向けて、自主運営能力の育成等の助言、指導を積極的に行いながら事務局業務の移譲を図ることを望むものである。

(3) 補助金の見直しについて

四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。

また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。

補助金交付団体の事業運営について、適正に執行しているか確認を行い、補助金額等についても検討してまいります。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準） 補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。 しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。 これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行</p>	<p>No.153 【人権擁護委員協議会補助金】 平成23年2月23日要綱制定済み。 【措置済】</p> <p>No.154 【県人権教育協議会四国中央支部補助金】 平成23年2月23日新要綱制定済み。 【措置済】</p>

為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。

よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考えるので、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。

(2) 実績報告書について

ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの

実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求

No.153 【人権擁護委員協議会補助金】

No.154 【県人権教育協議会四国中央支部補助金】

平成 21 年度分実績報告書に明細資料添付済み。

【措置済】

No.153 【人権擁護委員協議会補助金】

平成 21 年度分については、領収書等関係書類の原本を確認したうえ、領収書の写しの提出を受けている。

【措置済】

書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等)の確認・審査が必要であることは当然であると考え。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認め

No.153 【人権擁護委員協議会補助金】

補助事業の性格上、収入源を補助金以外に求めるのは困難である。

【見解】

平成21年度までは剰余金については翌年度へ繰越し、事業費として支出していたが、22年度分からは戻入で処理したい。

【実施中】

られがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。
よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの
補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付

No.154 【県人権教育協議会四国中央支部補助金】

引き続き経費節減に務めたい。

【実施中】

No.153 【人権擁護委員協議会補助金】

平成21年度分から、概算交付申請、交付指令処理済み。

【措置済】

<p>が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。</p>	
<p>【意見】</p> <p>(2) 交付対象団体の自立化の促進について</p> <p>自治体における自己決定や自己責任が求められている中で、多様化及び複雑化する社会情勢の変化に対応するため責任ある行政としての自立並びに交付対象団体としての自立を双方向性で成立させることにより協働のまちづくりが実現すると考える。</p> <p>本来補助金は、行政以外の団体等が行う事業や活動を支援するために公金を支出するものであり、補助対象事業の実施は行政の事業ではないため、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱うことは、極力避ける必要がある。</p> <p>しかし、交付対象団体の事務局業務を所管が取扱っている場合が多く見受けられ、内部統制が十分機能せず適正な補助金執行への検証及び改善意識の障害になっている実態があるので、交付対象団体が行政依存から脱却し自立化に向けて、自主運営能力の育成等の助言、指導を積極的に行いながら事務局業務の移譲を図ることを望むものである。</p> <p>(3) 補助金の見直しについて</p> <p>四国中央市においては行政評価システムを平成19年度に試行導入し、平成20年度（平成19年度実施事業）に本格導入されホームページ上で公開されているが、この事務事業評価がマネジメントシステムとして機能し各補助事業の見直しにフィードバックされることを望むものである。</p> <p>また、各所管においても長期にわたる補助金を交付しているものについては、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価、検討が必要であり、全額補助事業については交付対象団体の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助交付対象団体の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなどのアプローチからより一層の精査を望むものである。</p>	<p>事務局について</p> <p>人権擁護委員協議会：松山地方法務局四国中央支局</p> <p>県人権教育協議会四国中央支部：人権啓発課</p> <p>上記2団体については、いずれも行政主導型の団体であり、その性格上、県人権教育協議会四国中央支部については、市行政の所管課（人権啓発課）が事務局を担当するのは止むを得ないと考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>いずれも、現状から、当面は事業（補助）の継続は必要と考える。また、上記のとおり、事業の性格からして、事業費の全額補助は止むを得ないと考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>尚、経費の節減については、引き続き精査して行きたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>